

～県外接種の手続きについて～

定期予防接種を岡山県外で受けた場合

①真庭市定期予防接種実施依頼書交付申請書を記入し、
健康推進課または各振興局に提出する

健康推進課から、申請者に依頼書送付の通知が届きます。
※通知が届く前に接種を行わないでください。

申請書で申請した県外医療機関で定期予防接種を接種する

健康推進課または各振興局に必要な書類（②～⑤）を提出する

②真庭市定期予防接種費用助成金支給申請書兼請求書

③母子健康手帳(予防接種済証等の予防接種を受けたことを証する書類)

④接種したワクチンごとの金額記載がある医療機関が発行した領収書

⑤振込先のわかる書類(通帳の口座番号が記載してある箇所のコピー等)

原本又は写し

書類の提出は、定期予防接種を受けた日から1年以内に行ってください。

(提出が一年を過ぎると、全額自己負担になります。)

<注意事項>

●事前に申請をしていない

①を申請後、健康推進課から通知が届く前に県外で接種した



費用の助成を受けることが出来ません。

●申請書で申請した医療機関以外で接種しないでください。

●助成は接種費用のみになります。交通費や宿泊費等は助成対象になりません。